

《本報告書の概要》

- 本報告書は、京都府域における権利擁護・成年後見制度のあり方に関して検討を行い、京都府及び京都府内市町村、京都府内市町村社会福祉協議会（以下「市町村社協」とする。）への提言と、京都府社協の役割を明確にすることを目的としている。
- 成年後見制度及び福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）（以下「地域福祉権利擁護事業」とする。）の実利用者は年々増加しており、今後も権利擁護支援を必要とする人は増加していくことが見込まれている。
- このような中、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「利用促進法」とする。）が施行され、市町村は、自主的・主体的に、地域の特性に応じた成年後見制度の利用促進施策を策定し実施する責務があるとされた。
- 利用促進法において成年後見関連事業者に位置付けられる市町村社協は、市町村に対し、地域における成年後見制度のニーズ調査等の実施を求め調査活動等に参画するとともに、市町村域における計画化に際しては、当事者団体や福祉専門職等の意見を反映する必要がある。
- このような背景を踏まえ、本委員会及び京都府社協として、京都府知事及び京都府内市町村長宛に、利用促進法の施行に関する要望活動を行い、適正な推進策の実施を求めた。
- 本委員会での検討をとおして、市町村は、地域の困りごとを解決する責任主体として、成年後見制度に関する相談機能の必要性を地域福祉計画に位置付けるとともに、権利擁護・成年後見制度の専門相談を行う「成年後見支援センター」（仮称）の設置を検討する必要があることを確認した。
- そのうえで、地域福祉を基盤とした相談機能を有している市町村社協は、関係機関・団体との連携を強化し、初期相談機能とともに専門相談機能の強化を図ること、法人後見の実施、行政が設置した「成年後見支援センター」（仮称）の運営主体として受託の検討等を行い、地域における権利擁護体制の構築を図ることが求められる。
- 京都府は、市町村が成年後見制度の利用促進施策を策定する際、市町村連絡会を設置する等、市町村間での格差が生じないよう、広域的な見地から支援を行う必要がある。
- 京都府社協は、市町村社協と連携し、市町村社協の法人後見の実施や「成年後見支援センター」（仮称）の運営を行う際の、広域的な支援が求められる。

- 以上を踏まえ、京都府域における権利擁護・成年後見制度のあり方について、以下の提言を行う。

1. 京都府内市町村への提言

- ・ 市町村域において、関係機関との十分な連携を図り、成年後見制度の利用促進施策を策定してください。
- ・ 権利擁護・成年後見制度に関する施策を推進し、専門相談対応を行うセンター（成年後見支援センター等）の設置をお願いします。
- ・ 市民後見人の養成は、市民後見人の意義を踏まえるとともに、十分な体制整備を検討のうえ実施してください。
- ・ 地域における権利擁護の推進について、市町村社協への財政支援をお願いします。

2. 京都府への提言

- ・ 京都府内あまねく成年後見制度の利用が促進されるよう、広域的な見地から支援を行ってください。
- ・ 京都府内の権利擁護支援の推進について、京都府社協への財政支援をお願いします。

3. 京都府内市町村社協への提言

- ・ 市町村と連携し、地域における権利擁護・成年後見制度のニーズの把握に努め、市町村に対し、住民と協働の取組みが実施できる施策が策定されるよう働きかけを行ってください。
- ・ 関係機関・団体と連携・協働した成年後見制度に関する取組みを実施してください。
- ・ 地域ニーズに基づき、法人後見を実施してください。また、権利擁護支援を推進する、成年後見支援センター（仮称）を市町村が設置した際には、受託の検討をしてください。

4. 京都府社協の役割

- ・ 権利擁護・成年後見制度の推進について、市町村社協との連携を強化します。
- ・ 市町村域における成年後見支援センター（仮称）のバックアップ機能（マニュアル作成、困難ケースの対応、法人後見受任ケースの監督機能、法人後見の履行補助者の研修、成年後見制度周知・啓発等）について具体的な検討を行います。
- ・ 法人後見実施社協の実態から、改善要望等の取りまとめや、家庭裁判所との協議を行います。
- ・ 市町村社協及び関係機関・団体と連携し、地域福祉を基盤とした成年後見制度の推進策の研究を継続して行います。

- 最後に、今後の検討課題として、1. 市民後見（地域後見）のあり方の検討、2. 制度間の狭間の課題への対応についての検討、3. 地域包括支援体制における権利擁護支援の検討、4. 地域後見と社会福祉法人の社会貢献事業との連携に関する研究、についてしていく必要がある。